

半 期 報 告 書

(第84期中)

自 平成19年 4 月 1 日

至 平成19年 9 月 30 日

王子製紙株式会社

(242001)

第84期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年12月25日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

王子製紙株式会社

目 次

頁

第84期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【主要な設備の状況】	20
2 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
2 【中間財務諸表等】	73
第6 【提出会社の参考情報】	97
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	98

中間監査報告書

前中間連結会計期間

当中間連結会計期間

前中間会計期間

当中間会計期間

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第84期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 王子製紙株式会社

【英訳名】 OJI PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠田和久

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 経営管理本部管理部長 竹俣一芳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 経営管理本部管理部長 竹俣一芳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第82期中	第83期中	第84期中	第82期	第83期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	573,304	622,255	642,051	1,213,881	1,265,735
経常利益 (百万円)	32,601	27,113	14,219	70,722	64,110
中間(当期)純利益 (百万円)	5,581	5,771	992	21,024	17,150
純資産額 (百万円)	474,828	522,350	517,487	527,875	523,631
総資産額 (百万円)	1,644,197	1,786,131	1,752,297	1,748,547	1,790,515
1株当たり純資産額 (円)	495.25	520.24	519.07	533.38	526.36
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	5.67	5.84	1.00	21.15	17.35
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	5.84	1.00	—	17.34
自己資本比率 (%)	28.9	28.8	29.3	30.2	29.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	33,778	23,792	92,629	112,307	59,285
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△45,752	△35,934	△58,290	△106,637	△92,035
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,229	25,065	△43,417	△12,874	31,042
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	36,319	52,442	31,404	39,601	38,550
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	18,747 (2,346)	19,871 (2,192)	20,015 (2,228)	20,223 (2,198)	19,560 (2,197)

(注) 1 売上高には消費税及び地方消費税を含まない。

2 第83期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 第82期までの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していない。

4 従業員数は就業人員数を記載している。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第82期中	第83期中	第84期中	第82期	第83期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	274,088	279,656	287,357	554,992	568,389
経常利益 (百万円)	17,509	12,226	4,070	25,482	22,859
中間(当期)純損益 (△は損失) (百万円)	8,046	938	△1,975	2,531	△10,026
資本金 (百万円)	103,880	103,880	103,880	103,880	103,880
発行済株式総数 (株)	1,064,381,817	1,064,381,817	1,064,381,817	1,064,381,817	1,064,381,817
純資産額 (百万円)	424,958	441,577	403,492	460,117	420,271
総資産額 (百万円)	1,348,777	1,435,059	1,367,830	1,403,292	1,417,026
1株当たり配当額 (円)	6.00	6.00	6.00	12.00	12.00
自己資本比率 (%)	31.5	30.8	29.5	32.8	29.7
従業員数 (名)	4,880	4,720	4,541	4,863	4,619

(注) 1 売上高には消費税及び地方消費税を含まない。

2 第83期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略している。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容について重要な変更はない。
また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
紙パルプ製品事業	8,590	(373)
紙加工製品事業	7,200	(1,172)
木材・緑化事業	503	(162)
その他の事業	2,604	(485)
共通	1,118	(36)
合計	20,015	(2,228)

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 臨時従業員は()内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	4,541
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員である。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間において、世界経済は、原油価格の高騰や米国サブプライムローン問題に端を発する金融の混乱などにより不透明感が増したものの、アジア経済の高成長の持続もあり、総じて堅調に推移した。また、わが国経済は、企業収益の高水準維持と設備投資の増加を背景とした、雇用環境の改善と個人消費の堅調な推移などにより、緩やかながら景気拡大基調にあった。

一方、紙パルプ産業を取り巻く環境は、原燃料価格高騰が続いていることから、以前にも増して厳しい局面を迎えることとなった。

このような状況のもとで、当社グループは、効率的かつ機動的な生産体制の維持や新エネルギーボイラの設置・燃料転換などによる重油使用量の削減、人員削減をはじめとする各種コスト削減対策の推進とともに、製品価格を適正水準に引き上げる取り組みを続けてきた。一部品種では、すでに価格修正が実現しているが、原燃料価格高騰による大幅なコストアップの影響は吸収しきれず、当中間連結会計期間の業績は、売上高642,051百万円（前年同期比3.2%増収）、営業利益15,742百万円（同42.4%減益）、経常利益14,219百万円（同47.6%減益）、連結中間純利益992百万円（同82.8%減益）の増収減益となった。

各事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりである。

① 紙パルプ製品事業

・一般洋紙

新聞用紙の販売は、国内はほぼ前年同期並みに推移したが、輸出は増加した。

印刷用紙の販売は、塗工紙・微塗工紙はチラシ・カタログなど商業印刷向けを中心に好調に推移したが、非塗工紙は雑誌などの部数・頁数減の影響により低調に推移した。価格は今年春に打ち出した価格修正が浸透した。

・包装用紙

包装用紙の販売は微増となった。価格は修正した価格を維持した。

・雑種紙他

雑種紙の販売は、ほぼ横ばいで推移した。価格は一部品種で修正が浸透した。

衛生用紙の販売は、ティシュペーパー・トイレットロールともに減少した。価格は上昇した。

・板紙

段ボール原紙の販売は、記録的な猛暑により飲料など季節需要の伸びがあり、増加した。価格は本年9月より値上げを実施し浸透した。

白板紙・高級白板紙の国内販売は、弱含みで推移した。輸出は、香港向けの高級白板紙を中心に好調に推移した。価格は国内での修正が浸透した。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなった。

連結売上高	:	347,989百万円	(前年同期比 2.4%増収)
連結営業利益	:	5,353百万円	(前年同期比 67.0%減益)

② 紙加工製品事業

・段ボール（段ボールシート・段ボールケース）

段ボールの販売は、ケースは飲料関連向けの増加により前年同期を若干上回ったが、シートは減少した。価格は本年7月にシート・ケースとも20%以上の値上げを打ち出し、現在その実現に向けて精力的に取り組んでいる。

・その他加工品（紙器・感熱記録紙・粘着紙・紙おむつ他）

感熱記録紙の販売は、国内は減少したが、輸出は好調に推移した。

紙おむつの販売は、子供用は減少し、大人用は増加した。価格は子供用が上昇した。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなった。

連結売上高	：	229,996百万円	（前年同期比	5.7%増収）
連結営業利益	：	5,276百万円	（前年同期比	0.5%減益）

③ 木材・緑化事業

丸太や製材品の販売が増加したことに加え、海外子会社の製材販売が好調だったため、原価は高騰したが、増収増益となった。

連結売上高	：	23,758百万円	（前年同期比	3.7%増収）
連結営業利益	：	1,506百万円	（前年同期比	63.6%増益）

④ その他の事業

不動産事業における宅地分譲の販売減などにより、減収減益となった。

連結売上高	：	40,307百万円	（前年同期比	4.4%減収）
連結営業利益	：	3,605百万円	（前年同期比	26.1%減益）

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況については、次のとおりである。

営業活動によるキャッシュ・フローは、売掛金債権流動化の増加などにより、前中間連結会計期間に比し、68,836百万円増の92,629百万円の収入となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却収入が減少したことや設備投資による支出が増加したことなどにより、前中間連結会計期間に比し、22,355百万円減の58,290百万円の支出となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャルペーパーの純減少などにより、前中間連結会計期間に比し、68,483百万円減の43,417百万円の支出となった。

なお、割引手形を含めた有利子負債の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末に比し、34,110百万円減少し786,108百万円となった。

以上により、現金及び現金同等物の残高は前中間連結会計期間に比し、21,038百万円減少の31,404百万円となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	品目	生産高	前年同期比(%)
紙パルプ製品事業	紙	2,360,076 t	1.3
	板紙	1,735,431	△0.4
	紙・板紙計	4,095,507	0.6
紙加工製品事業	段ボール加工品	92,258 百万円	3.2
	その他加工品	98,681	4.7
	計	190,940	4.0

- (注) 1 生産高は自家使用分を含めて記載している。
 2 金額は販売価格によるものであり、消費税及び地方消費税を含まない。
 3 「木材・緑化事業」及び「その他の事業」については、生産高が僅少であるため記載を省略している。

(2) 受注実績

当社グループは、不動産等一部の事業で受注生産を行っているが、その割合が極めて僅少であるため記載を省略した。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
紙パルプ製品事業	347,989	2.4
紙加工製品事業	229,996	5.7
木材・緑化事業	23,758	3.7
その他の事業	40,307	△4.4
合計	642,051	3.2

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
 2 上記の金額には、消費税及び地方消費税を含まない。
 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
日本紙パルプ商事㈱	86,449	13.9	90,071	14.0
国際紙パルプ商事㈱	65,364	10.5	77,379	12.1

3 【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容等

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更または新たに生じた課題はない。

(2) 会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）及び特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」という。）を決定し、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において継続の承認をいただいている。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味する。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除く。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。

①会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではない。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えている。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供及び代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討す

るための十分な時間や情報を与えないものも想定される。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定される。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えている。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施している。

これらの取組みは、今般決定した上記①の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えている。

「企業価値向上への取組み」

国内の印刷・情報用紙市場と東アジアの印刷・情報用紙市場は、一体化の方向へ急速に進みつつあり、日本国内の紙・パルプメーカーはかつてのような半ば閉じた市場での競争から、一体化した広域市場での競争に視点を移しつつある。当社は、かかる認識のもと、国内においては生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心に安定した収益基盤の確立を図りつつ、海外においては東アジアにおける生産・販売体制の構築と海外植林等の原料確保対策を中心に企業規模の拡大を図ることによって、経営基本目標である経常利益1,000億円の達成を実現させ、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となることを経営の基本方針としている。

具体的施策として、富岡工場において洋紙マシンのスクラップ&ビルドの実施、古紙パルプ製造設備の増強、新エネルギーボイラの導入を決定した。これらの設備がすべて稼働する平成20年末には、同工場は構造的なコストダウンを実現させ、塗工紙生産工場として国内トップクラスのコスト競争力を持った工場となる見通しである。

また、東アジアにおける本格的な事業展開を目指して進めてきた、中国江蘇省南通市における塗工紙・上質紙の生産工場建設計画（南通プロジェクト）については、中国政府機関の国務院より、塗工紙・上質紙の生産設備2系列とクラフトパルプ生産設備1系列の認可を受け、事業会社である江蘇王子制紙有限公司を設立した。平成19年11月に工場建設工事に着手し、平成22年後半には設備稼働の見込みである。

さらに、世界的な紙・板紙需要の増大から木材資源の不足が現実化する中で、長期的な資源確保を図ると同時に、環境問題の観点からも、「森のリサイクル」、「紙のリサイクル」を今後も推し進めていく。平成22年度までに、これまで世界各地で展開してきた海外植林事業を30万ヘクタールまで拡大し、古紙の利用率を62%まで引き上げることを具体的な目標としている。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が

支配されることを防止するための取組み

(a) 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記①の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとした。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針である。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会と

して一定の措置を講じる方針である。

(b) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考える。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものである。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただく。その項目は別紙1記載のとおりである。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととする。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただく。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付する。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがある。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示する。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）とする。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとする。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示する。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもある。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼する。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行う。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定する。

(c) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがある。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとする。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の

意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定する。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなる。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとする。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがある。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えているが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性がある。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起する。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様は、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものである。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではない。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(c)イで述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがある。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行う。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものとする。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
 - ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合
- (iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であ

ったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損し、または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

ハ. 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさず、かつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を決定することがある。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとする。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行う。

ニ. 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を停止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとする。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。なお、特別委員会委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりである。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとする。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行う。取締役会は、対抗措置を発動するか否か及び発動の停止を行うかどうかの判断にあたっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとする。

(d) 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除く。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定していないが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行う。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられるので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要がある（証券保管振替機構に対する預

託を行っている株券の株主を除く。)。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要がある。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができる。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途通知する。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記(c)ハに従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合がある。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性がある。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがある。

(e) 大規模買付ルールの有効期限

本方針の有効期限について、本方針の導入の決定時は、「平成19年6月28日開催予定の定時株主総会終結時まで」としており、当該定時株主総会において、本方針の継続の承認が得られた場合は、本方針の有効期限は、「当該定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とする」としている。平成19年6月28日開催の定時株主総会において、本方針の継続の承認が得られたため、本方針の有効期限は、当該定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなる。以後も同様とする。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかに通知する。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存である。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとする。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合がある。

④本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記③(a)「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会

が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるといふ目的をもって導入されるものである。

(c) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記③(c)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

(d) 株主意思を重視するものであること

当社は、本取締役会において、本方針の導入を決定したが、導入時における本方針の有効期限は「平成19年6月28日開催予定の定時株主総会終結時まで」としており、導入後、当該定時株主総会において、本方針の継続の承認をいただいている。当該定時株主総会において本方針の導入の決議がなされなかった場合には、当該決議に従うよう速やかに廃止されることになっていたため、その意味で、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっている。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記③(e)「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能である。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期及び終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続の内容及び見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法並びにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考え及びその根拠
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償（金額の払込みを要しない。）

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会委員の氏名および略歴

特別委員会の委員は、以下の3名である。

竹内 洋 (たけうち よう)

略歴

昭和14年9月24日生まれ

昭和41年4月弁護士登録

平成6年6月当社監査役

平成16年3月株式会社ブリヂストン監査役

現在に至る。

平成19年6月当社取締役

現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。

秋山 収 (あきやま おさむ)

略歴

昭和15年11月21日生まれ

昭和38年4月通商産業省入省

平成11年8月内閣法制次長

平成14年8月内閣法制局長官

平成16年8月退官

平成18年7月財団法人新エネルギー財団会長

現在に至る。

平成19年6月当社取締役

現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。

杉原 弘泰 (すぎはら ひろやす)

略歴

昭和13年5月18日生まれ

昭和38年4月検事任官

平成11年6月大阪高等検察庁検事長

平成13年5月退官、弁護士登録

平成15年5月イオンクレジットサービス株式会社監査役

現在に至る。

平成15年6月三菱化学株式会社監査役

現在に至る。

平成17年10月株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役

現在に至る。

平成18年6月当社監査役

現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトに関して、プロジェクトの合弁相手である南通市経済技術開発区総会社と平成19年7月18日に合弁契約書を締結し、平成19年10月10日の中国政府商務部からの合弁会社設立認可取得に伴い、本契約書の効力が発効した。

契約書の概要は以下の通りである。

- (1) 締結先
南通市経済技術開発区総会社（南通市経済技術開発区管理委員会の100%出資会社）
- (2) 締結日
平成19年7月18日
(契約書の効力は、中国政府商務部からの合弁会社設立認可の取得をもって生じる。)
- (3) 会社名称
江蘇王子制紙有限公司
- (4) 事業の内容
高級紙80万トン/年、クラフトパルプ70万トン/年の生産・販売及びその他関連事業
- (5) 設立時資本金
9億1,151万米ドル
- (6) 出資比率
王子製紙株式会社 90%
南通市経済技術開発区総会社 10%
- (7) 本社所在地
中国江蘇省南通市

5 【研究開発活動】

王子製紙グループの研究開発活動は、全体を統括する研究開発本部と各工場の研究技術部等が機動的に連携しながら新製品開発や生産技術の改善に取り組んでいる。総合研究所は、機能別に、製紙技術研究所、情報メディア開発研究所、基盤技術開発研究所、森林資源研究所の4研究所及び分析センターからなり、迅速な研究開発を目指している。このほか研究開発本部には、研究開発推進部、知的財産部がある。また、各工場にある研究技術部では、工場のコストダウンや生産性向上とともに製品改良あるいは製品リニューアルに取り組んでいる。

当中間連結会計期間末における当社保有産業財産権の総数は国内1,257件、海外585件である。

事業の種類別セグメントの研究開発活動を示すと、次のとおりである。

(1) 紙パルプ製品事業

日本の製紙産業は国内市場が成熟する一方で、成長しているアジア市場へ進出するために、国内基盤を固める必要がある。研究開発部門では、紙製造におけるコストダウンや生産性向上、省エネルギー等にかかわる、システム開発や材料開発・技術開発に取り組んでいる。

パルプ分野では継続的な歩留り向上や漂白工程の生産性・効率の向上のための技術、フローター省エネ型への転換、高白DIP製造のための研究等を行なっている。抄紙技術では、嵩高性を発現する填料開発や、接着剤や顔料の品種削減のための研究、環境技術では燃焼灰処理技術や顔料の再生化技術等に成果があった。さらに、新聞用紙としてプラスニューズシリーズを発売、広告紙面の高級化というニーズに対応する色彩再現性を実現した。「エコエイジ」ブランドでは環境保全に対応した製品を総合的にとらえ、その拡充を進めている。

当事業に係る研究開発費は3,365百万円である。

(2) 紙加工製品事業

情報メディア開発研究所においては、感熱記録紙やインクジェット用紙あるいは昇華型熱転写用紙等のカラー記録媒体の開発に取り組んできた。

感熱記録紙は、約30年の歴史があり国内市場は成熟しているが、高品位ラベル用紙やチケット用紙等の新規製品で市場に攻勢をかけた。また、タイに新設する製造設備に対応した新しい技術開発に取り組んだ。インクジェット用紙では、市場の汎用紙化に対応する低価格紙の開発に取り組み、パーソナル用途から産業用途に拡大する市場の変化を狙った商品開発に取り組んでいる。昇華型熱転写用紙は、フィルムを使わない紙ベースの記録紙を開発し、デジタルフォト市場に攻勢をかけている。

当事業に係る研究開発費は2,106百万円である。

(3) 木材・緑化事業

森林資源研究所では、王子製紙グループの海外植林面積の拡大と、植林の生産性向上に向けた技術開発、技術蓄積の役割を担っている。

海外植林面積拡大と生産性の向上をめざしたユーカリグロブラスの増殖技術の開発に成功し試験クローン植林を行った。また、オーストラリアやラオス・ベトナム等の植林地での技術支援を行っている。さらに将来の30万ヘクタール植林を目指して、ユーカリ新品種の開発や劣悪な環境にも耐えるユーカリについての研究にも取り組んで成果をあげている。

当事業に係る研究開発費は280百万円である。

(4) その他の事業

自動車用液体燃料として期待されているバイオエタノールについても製紙産業の新規事業分野と考えている。この分野では、現在バイオエタノール用の原料生産と食料生産との競合が浮き彫りとなっており、穀物系原料からセルロース系原料への転換が期待されている。当社では原材料として未利用の森林資源や難処理古紙などの木質バイオマス資源を有する優位性から、木質バイオマス資源を出発原料としたバイオエタノール生産の技術開発を行っている。

また、当社が所有する海外植林地等の森林資源の有用物質を開発するという観点から、様々な機能を有する新規オリゴ糖等の生理活性物質の開発も進めている。

当事業に係る研究開発費は93百万円である。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設、除却等のうち、当中間連結会計期間に変更したものは、次のとおりである。

①提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	工事件名	投資予定金額		既支払額 (百万円)	着手年月		完了予定年月		摘要
			総額 (百万円)			変更前	変更後	変更前	変更後	
			変更前	変更後						
春日井工場 (愛知県 春日井市)	紙パルプ 製品事業	仕上効率化工事	1,385		1,290	平成18年3月		平成19年 7月	平成19年 11月	収益向上
富岡工場 (徳島県 阿南市)	紙パルプ 製品事業	古紙パルプ増設 工事	6,600		6,970	平成17年11月		平成19年 4月	平成19年 10月	収益向上
	紙パルプ 製品事業	塗工紙生産体制 再構築工事	64,176		20,397	平成19年7月		平成20年 12月	平成21年 2月	収益向上
日南工場 (宮崎県 日南市)	紙パルプ 製品事業	産業廃棄物処理 対策工事	1,200	921	-	平成20年 5月	平成20年 9月	平成21年 4月	平成21年 8月	環境改善

(注) 上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

②子会社

会社名 事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	工事件名	投資予定金額		着手年月		完了予定 年月	摘要
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	変更前	変更後		
王子不動産㈱ 本社 (東京都中央区)	その他の事業	賃貸用マンション 大規模改修工事	3,472	28	平成19年 10月	平成20年 1月	平成21年 3月	改修

(注) 上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた重要な設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了した重要なものは、次のとおりである。

①提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	工事件名	投資金額 (百万円)	完了年月	摘要
苫小牧工場 (北海道苫小牧市)	紙パルプ製品事業	古紙パルプ品質対策工事 (第三期)	714	平成19年5月	品質改善
米子工場 (鳥取県米子市)	紙パルプ製品事業	仕上効率化工事	1,632	平成19年5月	収益向上
呉工場 (広島県呉市)	紙パルプ製品事業	微塗工紙生産設備効率化 工事	1,390	平成19年6月	収益向上
富岡工場 (徳島県阿南市)	紙パルプ製品事業	塗工紙生産設備効率化工 事	1,704	平成19年5月	収益向上

(注) 上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

②子会社

会社名 事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	工事件名	投資金額 (百万円)	完了年月	摘要
王子ネピア(株) 名古屋工場 (愛知県春日井市)	紙加工製品事業	子供用おむつ新型パンツ 加工設備新設工事	1,333	平成19年6月	新製品開発

(注) 上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりである。

①提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	工事件名	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	摘要
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
本社 (東京都中央区)	紙パルプ製品事業	工場システム再構築 (第二期)	2,390	-	自己資金	平成19年 9月	平成21年 8月	基盤強化

(注) 上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

②子会社

会社名 事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	工事件名	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	摘要
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
江蘇王子制紙有限 公司 本社工場 (中国 南通市)	紙パルプ製品事業	中国南通プロジェクト (第一期)	170,180	219	自己資金 及び借入金	平成19年 11月	(注) 1 平成23年 8月	中国事業

(注) 1 上記完了予定年月はクラフトパルプ設備を含む第一期工事の完了予定であり、抄紙機の稼動は平成22年10月を予定している。

2 上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,064,381,817	1,064,381,817	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	1,064,381,817	1,064,381,817	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月29日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	112(注1)	112
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,000	112,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年8月16日 至平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 580 資本組入額 290	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
2. 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - ①新株予約権者が平成37年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年7月1日から平成38年6月30日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

平成19年6月28日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	145(注1)	145
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145,000	145,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月14日 至 平成39年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465 資本組入額 233	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
2. 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - ①新株予約権者が平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年7月1日から平成39年6月30日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
4. 新株予約権者が平成20年株主総会日までに当社取締役を退任した場合には、在任月数相当分に限り新株予約権を行使できるものとし、残りの新株予約権は行使できない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	1,064,381,817	—	103,880	—	108,640

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	55,684	5.2
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	36,761	3.5
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	36,090	3.4
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	31,668	3.0
株式会社みずほ コーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	28,498	2.7
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	27,328	2.6
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	26,654	2.5
王子製紙グループ従業員 持株会	東京都中央区銀座四丁目7番5号	18,099	1.7
日本紙パルプ商事株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番11号	17,216	1.6
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	16,478	1.5
計	—	294,479	27.7

(注) 1 千株未満は切り捨てて表示している。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、信託業務にかかる株式である。

3 当社は、自己株式を60,986千株(5.7%)保有しているが、上記大株主からは除外している。

なお、自己株式60,986千株は株主名簿記載上の株式数であり、平成19年9月30日現在の実保有残高は60,978千株である。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,978,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 14,435,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 973,067,000	973,067	—
単元未満株式	普通株式 15,901,817	—	—
発行済株式総数	1,064,381,817	—	—
総株主の議決権	—	973,067	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、自己株式名義の株式がそれぞれ8,000株(議決権8個)及び146株(自己保有株式673株含む)、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ40,000株(議決権40個)及び938株含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 王子製紙株式会社	東京都中央区銀座 四丁目7番5号	60,978,000	—	60,978,000	5.7
(相互保有株式) 株式会社キョードー	岡山県岡山市宍甘370番地	8,000	—	8,000	0.0
(相互保有株式) 大阪紙共同倉庫株式会社	大阪府東大阪市 宝町23番53号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 亀甲通運株式会社	愛知県春日井市下条町 1005番地	16,000	—	16,000	0.0
(相互保有株式) 平田倉庫株式会社	東京都墨田区千歳 一丁目1番6号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 東京産業洋紙株式会社	東京都中央区日本橋 室町三丁目4番4号	228,000	—	228,000	0.0
(相互保有株式) 室蘭埠頭株式会社	北海道室蘭市入江町 1番地19	14,000	—	14,000	0.0
(相互保有株式) 本州電材株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町 一丁目6番10号JPビル	45,000	—	45,000	0.0
(相互保有株式) 協和紙工株式会社	大阪府大阪市鶴見区 横堤一丁目5番43号	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 総合パッケージ株式会社	北海道札幌市手稲区 曙二条五丁目1番60号	34,000	—	34,000	0.0
(相互保有株式) 清容器株式会社	大阪府東大阪市高井田元町 一丁目18番13号	91,000	—	91,000	0.0
(相互保有株式) 京都森紙業株式会社	京都府京都市南区 西九条南田町61番地	12,587,000	—	12,587,000	1.2
(相互保有株式) 旭洋紙パルプ株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目8番11号	1,391,000	—	1,391,000	0.1
(相互保有株式) 中津紙工株式会社	岐阜県中津川市津島町 3番24号	9,000	—	9,000	0.0
計	—	75,413,000	—	75,413,000	7.1

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が8,000株(議決権8個)ある。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めている。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	644	638	635	599	623	583
最低(円)	605	605	585	545	545	543

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はない。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表についてはみすず監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表については新日本監査法人により中間監査を受けている。

なお、当社の監査人は次のとおり交代している。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	みすず監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	新日本監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1	現金及び預金	※2	53,090		31,901		38,729	
2	受取手形及び 売掛金	※2 ※6	320,818		293,692		345,385	
3	有価証券		0		0		0	
4	たな卸資産	※2	151,449		165,889		152,682	
5	その他	※2	46,338		43,172		41,882	
	貸倒引当金		△2,429		△3,005		△2,244	
	流動資産合計		569,268	31.9	531,651	30.3	576,436	32.2
II 固定資産								
1	有形固定資産	※1						
(1)	建物及び 構築物	※2	209,561		206,035		207,882	
(2)	機械装置及び 運搬具	※2	379,761		379,549		375,824	
(3)	土地及び林地	※2	244,829		243,084		244,345	
(4)	その他	※2	67,003		93,939		82,042	
	有形固定資産合計		901,156	50.5	922,608	52.7	910,095	50.8
2	無形固定資産		25,434	1.4	23,913	1.4	24,117	1.4
3	投資その他の 資産							
(1)	投資有価証券	※2	260,236		237,056		251,575	
(2)	その他	※2	31,686		38,762		30,021	
	貸倒引当金		△1,651		△1,695		△1,730	
	投資その他の 資産合計		290,271	16.2	274,123	15.6	279,866	15.6
	固定資産合計		1,216,862	68.1	1,220,645	69.7	1,214,079	67.8
	資産合計		1,786,131	100.0	1,752,297	100.0	1,790,515	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	支払手形及び 買掛金	※2 ※6	237,237		246,600		234,906	
2	短期借入金	※2	233,800		215,288		208,594	
3	コマーシャル ペーパー		168,000		137,000		164,000	
4	1年内償還社債		40,000		20,000		20,000	
5	その他		90,499		85,490		92,671	
流動負債合計			769,537	43.1	704,378	40.2	720,172	40.2
II 固定負債								
1	社債		120,000		100,000		100,000	
2	長期借入金	※2	245,214		313,779		327,505	
3	退職給付引当金		46,779		48,991		43,136	
4	役員退職慰労 引当金		1,895		1,496		1,567	
5	環境安全対策引当 金		1,144		1,779		1,762	
6	その他		79,208		64,383		72,739	
固定負債合計			494,243	27.7	530,431	30.3	546,711	30.6
負債合計			1,263,780	70.8	1,234,810	70.5	1,266,883	70.8
(純資産の部)								
I 株主資本								
1	資本金		103,880	5.8	103,880	5.9	103,880	5.8
2	資本剰余金		112,962	6.3	113,057	6.4	112,964	6.3
3	利益剰余金		274,970	15.5	276,743	15.8	280,919	15.7
4	自己株式		△42,338	△2.4	△42,556	△2.4	△43,233	△2.4
株主資本合計			449,475	25.2	451,124	25.7	454,532	25.4
II 評価・換算差額等								
1	その他有価証券 評価差額金		59,840	3.3	44,784	2.6	55,703	3.1
2	繰延ヘッジ損益		0	0.0	289	0.0	73	0.0
3	土地再評価差額金		3,823	0.2	3,810	0.2	3,818	0.2
4	為替換算調整勘定		1,336	0.1	13,536	0.8	5,984	0.3
評価・換算差額等 合計			65,000	3.6	62,420	3.6	65,579	3.6
III 新株予約権			20	0.0	81	0.0	60	0.0
IV 少数株主持分			7,854	0.4	3,859	0.2	3,459	0.2
純資産合計			522,350	29.2	517,487	29.5	523,631	29.2
負債純資産合計			1,786,131	100.0	1,752,297	100.0	1,790,515	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高		622,255	100.0	642,051	100.0	1,265,735	100.0			
II 売上原価		480,972	77.3	510,733	79.5	973,060	76.9			
売上総利益		141,283	22.7	131,317	20.5	292,675	23.1			
III 販売費及び 一般管理費										
1 販売諸掛及び 製品保管費		65,981		67,360		131,985				
2 従業員給料		22,149		22,210		44,810				
3 退職給付費用		1,466		1,166		2,869				
4 減価償却費		2,202		2,541		5,448				
5 その他		22,142	113,942	18.3	22,296	115,575	18.0	44,374	229,488	18.1
営業利益		27,340	4.4	15,742	2.5	63,186	5.0			
IV 営業外収益										
1 受取利息		576		778		1,261				
2 受取配当金		1,408		1,951		2,315				
3 持分法による 投資利益		336		1,091		3,107				
4 賃貸料		623		600		1,355				
5 為替差益		1,045		—		1,784				
6 その他		1,760	5,750	0.9	1,408	5,829	0.9	3,712	13,537	1.1
V 営業外費用										
1 支払利息		4,526		5,090		9,527				
2 為替差損		—		394		—				
3 その他		1,450	5,977	1.0	1,867	7,352	1.2	3,085	12,613	1.0
経常利益		27,113	4.3	14,219	2.2	64,110	5.1			

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※ 1	1,139			150			2,915		
2 投資有価証券 売却益		7,453			47			8,677		
3 貸倒引当金戻入益		—	8,592	1.4	13	211	0.0	360	11,953	0.9
VII 特別損失										
1 固定資産除却損		4,273			3,318			7,086		
2 特別退職金	※ 2	15,137			2,312			18,244		
3 事業整理損失		26			1,499			28		
4 貸倒引当金 繰入額		27			722			649		
5 災害損失		—			533			168		
6 減損損失	※ 3	845			400			1,849		
7 投資有価証券 評価損		703			353			2,954		
8 生産体制再構築 費用		647			251			6,205		
9 固定資産売却損		—			225			120		
10 賃貸不動産大規模 修繕関連損失		—			220			—		
11 環境安全対策費用		132			168			931		
12 固定資産圧縮損		86			2			122		
13 投資有価証券 売却損		—			—			236		
14 T O B 関連費用		976	22,856	3.7	—	10,009	1.5	976	39,572	3.1
税金等調整前中間 (当期)純利益			12,849	2.0		4,421	0.7		36,491	2.9
法人税、住民税 及び事業税		6,255			5,062			15,071		
法人税等調整額		772	7,028	1.1	△1,770	3,292	0.5	4,071	19,142	1.5
少数株主利益			49	0.0		136	0.0		198	0.0
中間(当期)純利益			5,771	0.9		992	0.2		17,150	1.4

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	103,880	112,957	275,411	△41,923	450,326
中間連結会計期間中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△5,940		△5,940
利益処分による役員賞与			△272		△272
中間純利益			5,771		5,771
自己株式の取得				△206	△206
自己株式の処分		5		27	32
関係会社等による 自己株式の取得				△235	△235
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	5	△441	△414	△850
平成18年9月30日 残高 (百万円)	103,880	112,962	274,970	△42,338	449,475

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	73,735	—	3,823	△9	77,549	—	7,782	535,657
中間連結会計期間中の変動額								
利益処分による剰余金の配当								△5,940
利益処分による役員賞与								△272
中間純利益								5,771
自己株式の取得								△206
自己株式の処分								32
関係会社等による 自己株式の取得								△235
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額 (純額)	△13,894	0	—	1,345	△12,549	20	72	△12,456
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△13,894	0	—	1,345	△12,549	20	72	△13,307
平成18年9月30日 残高 (百万円)	59,840	0	3,823	1,336	65,000	20	7,854	522,350

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	103,880	112,964	280,919	△43,233	454,532
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△5,937		△5,937
中間純利益			992		992
自己株式の取得				△200	△200
自己株式の処分		92		883	976
関係会社等による 自己株式の取得				△5	△5
連結子会社増加による 剰余金増加高			760		760
土地再評価差額金取崩			8		8
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	92	△4,176	676	△3,407
平成19年9月30日 残高 (百万円)	103,880	113,057	276,743	△42,556	451,124

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	55,703	73	3,818	5,984	65,579	60	3,459	523,631
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当								△5,937
中間純利益								992
自己株式の取得								△200
自己株式の処分								976
関係会社等による 自己株式の取得								△5
連結子会社増加による 剰余金増加高								760
土地再評価差額金取崩								8
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額 (純額)	△10,918	216	△8	7,551	△3,158	20	400	△2,737
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△10,918	216	△8	7,551	△3,158	20	400	△6,144
平成19年9月30日 残高 (百万円)	44,784	289	3,810	13,536	62,420	81	3,859	517,487

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	103,880	112,957	275,411	△41,923	450,326
連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△5,940		△5,940
剰余金の配当			△5,939		△5,939
利益処分による役員賞与			△272		△272
当期純利益			17,150		17,150
自己株式の取得				△473	△473
自己株式の処分		7		44	51
関係会社等による 自己株式の取得				△880	△880
持分法適用関連会社合併 による利益剰余金の増加高			505		505
土地再評価差額金取崩			4		4
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	7	5,508	△1,309	4,206
平成19年3月31日 残高 (百万円)	103,880	112,964	280,919	△43,233	454,532

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	73,735	—	3,823	△9	77,549	—	7,782	535,657
連結会計年度中の変動額								
利益処分による剰余金の配当								△5,940
剰余金の配当								△5,939
利益処分による役員賞与								△272
当期純利益								17,150
自己株式の取得								△473
自己株式の処分								51
関係会社等による 自己株式の取得								△880
持分法適用関連会社合併 による利益剰余金の増加高								505
土地再評価差額金取崩								4
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△18,032	73	△4	5,993	△11,969	60	△4,323	△16,232
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△18,032	73	△4	5,993	△11,969	60	△4,323	△12,026
平成19年3月31日 残高 (百万円)	55,703	73	3,818	5,984	65,579	60	3,459	523,631

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間 (当期)純利益		12,849	4,421	36,491
2 減価償却費及び のれん償却額		39,606	43,828	82,025
3 減損損失		845	400	1,849
4 退職給付引当金の減少額		△14,168	△2,454	△18,163
5 受取利息及び受取配当金		△1,984	△2,729	△3,576
6 支払利息		4,526	5,090	9,527
7 為替差益		△761	△132	△833
8 持分法による投資利益		△336	△1,091	△3,107
9 投資有価証券売却益		△7,453	△47	△8,677
10 投資有価証券評価損		703	353	2,954
11 固定資産除売却損		4,273	3,544	7,086
12 固定資産売却益		△1,139	△150	△2,915
13 生産体制再構築費用		—	—	5,142
14 事業整理損失		—	1,499	—
15 売上債権の増減額		△24,798	53,176	△48,799
16 たな卸資産の増加額		△8,690	△10,443	△8,704
17 仕入債務の増加額		31,051	9,989	27,764
18 その他		△177	△1,096	△840
小計		34,346	104,157	77,223
19 利息及び配当金の受取額		2,188	3,037	3,814
20 利息の支払額		△4,289	△3,658	△9,503
21 法人税等の支払額		△8,453	△10,907	△12,249
営業活動による キャッシュ・フロー		23,792	92,629	59,285

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有価証券の売却による収入		—	—	0
2 有形固定資産及び 無形固定資産の取得 による支出		△47,179	△56,793	△106,810
3 有形固定資産及び 無形固定資産の売却 による収入		2,656	1,197	6,335
4 投資有価証券の取得 による支出		△2,119	△2,950	△2,580
5 投資有価証券の売却 による収入		10,623	146	13,579
6 連結子会社株式の追加 取得による支出		—	△0	△2,444
7 貸付けによる支出		△1,673	△2,138	△3,676
8 貸付金の回収による収入		2,178	1,901	3,876
9 その他		△419	348	△314
投資活動による キャッシュ・フロー		△35,934	△58,290	△92,035
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額		△4,057	△3,303	△387
2 コマーシャルペーパーの 純増減額		34,000	△27,000	30,000
3 長期借入れによる収入		20,006	1,181	114,720
4 長期借入金の返済 による支出		△18,750	△9,082	△60,970
5 社債の償還による支出		—	—	△40,000
6 親会社による配当金の 支払額		△5,940	△5,937	△11,880
7 自己株式の取得による支出		△206	△200	△473
8 その他		14	925	34
財務活動による キャッシュ・フロー		25,065	△43,417	31,042
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△115	767	623
V 現金及び現金同等物の 増減額		12,808	△8,310	△1,083
VI 現金及び現金同等物 期首残高		39,601	38,550	39,601
VII 合併による現金及び 現金同等物増加額		33	—	33
VIII 新規連結による現金及び 現金同等物増加額		—	1,166	—
IX 連結範囲の変更による現金 及び現金同等物減少額		—	△1	—
X 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	52,442	31,404	38,550

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 80社 主要な連結子会社名 王子チヨダコンテナ(株) 王子タック(株) 王子パッケージング(株) 王子物流(株)</p>	<p>(1) 連結子会社の数 88社 主要な連結子会社名 王子チヨダコンテナ(株) 王子タック(株) 王子パッケージング(株) 王子物流(株) なお、前連結会計年度において、非連結子会社であった(株)アイパックス、王子制紙ネピア(蘇州)有限公司、蘇州王子包装有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label (Thailand)Ltd.、B&C International Co.,Ltd.の6社については、当社グループにおける事業の重要性が高まり、資産、売上高、利益及び利益剰余金における重要性が高まったため、連結の範囲に含めることとした。 また、前連結会計年度において、連結会社であった(株)ボックス・モリ、森商事(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、三和段ボール(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)の12社については、3月22日に森紙業(株)を存続会社とし合併し、同日社名を京都森紙業(株)に変更したため、連結の範囲から除くこととした。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 81社 主要な連結子会社名 王子チヨダコンテナ(株) 王子タック(株) 王子パッケージング(株) 王子物流(株) なお、王子製紙保険サービス(株)については1月31日付で当社連結子会社である王子不動産(株)が保険事業を会社分割し新規設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。 また、(株)ボックス・モリ、森商事(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、三和段ボール(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)の12社は、3月22日に森紙業(株)を存続会社とし合併し、同日社名を京都森紙業(株)に変更し、さらに、森紙業(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、群馬森紙業(株)、新潟森紙業(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)、大井製紙(株)の13社を新設分割により設立している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 主要な非連結子会社名 西尾ダンボール工業 株式会社 株式会社小牧エネルギー 公社 株式会社ディーエイチシー 銀座</p> <p>(3) 非連結子会社について 連結の範囲から除外し た理由 上記の非連結子会社 は、いずれも小規模 であり、全体の総資 産、売上高、中間純 損益(持分相当額)及 び利益剰余金(持分相 当額)等が連結会社合 計の総資産、売上 高、中間純損益(持分 相当額)及び利益剰余 金(持分相当額)等に 比べ軽微であり、か つ中間連結財務諸表 に重要な影響を及ぼ していないことによ る。</p>	<p>さらに、森紙業(株)、 森紙販売(株)、北海道 森紙業(株)、常陸森紙 業(株)、群馬森紙業 (株)、新潟森紙業(株)、 北陸森紙業(株)、長野 森紙業(株)、静岡森紙 業(株)、東海森紙業 (株)、四国森紙業(株)、 九州森紙業(株)、大井 製紙(株)の13社につい ては、3月22日に新 設分割により設立し たため、連結の範囲 に含めることとし た。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 同左</p> <p>(3) 非連結子会社について 連結の範囲から除外し た理由 同左</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社名 同左</p> <p>(3) 非連結子会社について 連結の範囲から除外し た理由 上記の非連結子会社 は、いずれも小規模 であり、全体の総資 産、売上高、当期純 損益(持分相当額)及 び利益剰余金(持分相 当額)等が連結会社合 計の総資産、売上 高、当期純損益(持分 相当額)及び利益剰余 金(持分相当額)等に 比べ軽微であり、か つ連結財務諸表に重 要な影響を及ぼして いないことによる。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 16社 主要な持分法適用関連会社名 日伯紙パルプ資源開発(株) 国際紙パルプ商事(株) (株)ユポ・コーポレーション</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名 西尾ダンボール工業(株) (株)苫小牧エネルギー公社 (株)ディーエイチシー銀座</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社に持分法を適用しない理由 上記の非連結子会社及び関連会社は全体の間純損益及び利益剰余金(いずれも持分相当額)等が、連結会社合計の間純損益及び利益剰余金(いずれも持分相当額)等に比べ軽微であり、かつ中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないことによる。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 14社 主要な持分法適用関連会社名 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名 同左</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社に持分法を適用しない理由 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 14社 主要な持分法適用関連会社名 同左</p> <p>なお、前連結会計年度まで、持分法を適用していた、勇払埠頭(株)、Bowater Maritimes Inc. の2社については、株式を全て売却し関連会社に該当しなくなったため、持分法の適用範囲から除外した。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名 同左</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社に持分法を適用しない理由 上記の非連結子会社及び関連会社は全体の当期純損益及び利益剰余金(いずれも持分相当額)等が、連結会社合計の当期純損益及び利益剰余金(いずれも持分相当額)等に比べ軽微であり、かつ連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないことによる。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日（事業年度）等に関する事項</p>	<p>連結子会社のうち、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、OJI ILFORD USA, INC.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、王子制紙(南通)有限公司、ILFORD Imaging Switzerland GmbHの中間決算日は6月30日、再編前の森紙業(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、仙台森紙業(株)、常陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、東海森紙業(株)、静岡森紙業(株)、四国森紙業(株)、鳥果包装資材(株)、三和段ボール(株)の中間決算日は9月20日であり、中間連結財務諸表の作成に当たっては、各社の中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。</p> <p>また、再編前の北陸森紙業(株)は決算日を1月20日より9月20日に、再編前の九州森紙業(株)は決算日を2月20日より9月20日に変更している。このため、当中間連結会計期間における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は、それぞれ8か月間、7か月間となっている。</p>	<p>連結子会社のうち、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、OJI ILFORD USA, INC.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、王子制紙(南通)有限公司、ILFORD Imaging Switzerland GmbH、(株)アイパックス、王子制紙ネピア(蘇州)有限公司、蘇州王子包装有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label(Thailand)Ltd.、B&C International Co., Ltd.の中間決算日は6月末日、森紙業(株)、森紙販売(株)、京都森紙業(株)、仙台森紙業(株)、鳥果包装資材(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、群馬森紙業(株)、新潟森紙業(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)、大井製紙(株)の中間決算日は9月20日であり、中間連結財務諸表の作成に当たっては、各社の中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。</p>	<p>連結子会社のうち、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、OJI ILFORD USA, INC.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、王子制紙(南通)有限公司、ILFORD Imaging Switzerland GmbHの決算日は12月31日、再編前の森紙業(株)、森紙販売(株)、北海道森紙業(株)、仙台森紙業(株)、常陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、東海森紙業(株)、静岡森紙業(株)、四国森紙業(株)、鳥果包装資材(株)、三和段ボール(株)の決算日は3月20日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用している。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。</p> <p>また、再編前の北陸森紙業(株)は決算日を1月20日より9月20日に変更後さらに3月20日に、再編前の九州森紙業(株)は決算日を2月20日より9月20日に変更後さらに3月20日に変更している。このため、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は、それぞれ14か月間、13か月間となっている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>当中間連結財務諸表の基礎となった各会社の中間財務諸表の作成に当たり、親会社並びに連結子会社が採用した会計処理基準は以下のとおりである。</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ 時価法</p> <p>③ たな卸資産 たな卸資産の評価基準は、親会社と一部の連結子会社では低価基準を採用しているが、その他の連結子会社は原価基準によっている。 たな卸資産の評価方法は、製品、商品、仕掛品、原材料については主として総平均法、販売用不動産については個別法をそれぞれ採用している。</p>	<p>当中間連結財務諸表の基礎となった各会社の中間財務諸表の作成に当たり、親会社並びに連結子会社が採用した会計処理基準は以下のとおりである。</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p>	<p>当連結財務諸表の基礎となった各会社の財務諸表の作成に当たり、親会社並びに連結子会社が採用した会計処理基準は以下のとおりである。</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び一部の連結子会社については定額法を採用している。)</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び一部の連結子会社については定額法を採用している。) (会計処理の変更) 当中間連結会計期間より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更している。これにより減価償却費は595百万円増加し、営業利益は584百万円、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ589百万円減少している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び一部の連結子会社については定額法を採用している。)</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当中間連結会計期間末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、一部の連結子会社を除き、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。これにより減価償却費は3,699百万円増加し、営業利益は3,241百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ3,274百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。</p>	<p>② 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>② 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ 役員退職慰労引当金 当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。 また、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止し、これに代わる措置として株式報酬型ストックオプション制度を導入した。これに伴い、取締役の過年度職務遂行の対価部分相当を、支給すべき退職慰労金の額と決定したことにより、当該金額を引当計上している。 なお、連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。</p>	<p>③ 役員退職慰労引当金 当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。 なお、連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。</p>	<p>③ 役員退職慰労引当金 当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上している。 また、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止し、これに代わる措置として株式報酬型ストックオプション制度を導入した。これに伴い、取締役の過年度職務遂行の対価部分相当を、支給すべき退職慰労金の額と決定したことにより、当該金額を未払計上している。 なお、連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 環境安全対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上している。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。</p>	<p>④ 環境安全対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上している。 また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上している。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>④ 環境安全対策引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段… 先物為替予約及び金利スワップ ・ヘッジ対象… 外貨建金銭債権債務及び借入金、貸付金</p> <p>③ ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしている。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末(中間連結会計期間末を含む)に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しているが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしている。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 のれんの償却に 関する事項	—	のれんは、5年間又は10年間の均等償却を行っているが、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却している。	同左
6 (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)</p>
<p>(1. 役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ79百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は514,475百万円である。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(3. ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ20百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(1. 役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ354百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は520,038百万円である。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(3. ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ60百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において「減価償却費及び連結調整勘定償却額」として掲記していたものは、当中間連結会計期間より「減価償却費及びのれん償却額」として表示している。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,841,702百万円 (減損損失累計額を含む)</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <p>① 下記の資産については、短期借入金9,640百万円及び長期借入金(1年内返済予定額を含む)13,184百万円、支払手形及び買掛金13百万円に対する抵当権または根抵当権を設定している。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,905,543百万円 (減損損失累計額を含む)</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <p>① 下記の資産については、短期借入金8,355百万円及び長期借入金(1年内返済予定額を含む)11,498百万円、支払手形及び買掛金9百万円に対する抵当権または根抵当権を設定している。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,874,717百万円 (減損損失累計額を含む)</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <p>① 下記の資産については、短期借入金10,321百万円及び長期借入金(1年内返済予定額を含む)12,123百万円、支払手形及び買掛金31百万円に対する抵当権または根抵当権を設定している。</p>
現金及び預金 107百万円	現金及び預金 228百万円	現金及び預金 86百万円
受取手形及び売掛金 1,662	受取手形及び売掛金 2,044	受取手形及び売掛金 2,686
たな卸資産 2,620	たな卸資産 2,781	たな卸資産 2,104
流動資産 452	流動資産 156	流動資産 455
その他	その他	その他
建物及び構築物 19,117	建物及び構築物 18,798	建物及び構築物 18,772
機械装置及び運搬具 11,054	機械装置及び運搬具 12,618	機械装置及び運搬具 11,939
土地及び林地 17,630	土地及び林地 16,852	土地及び林地 17,053
有形固定資産 16,314	有形固定資産 18,644	有形固定資産 17,869
その他	その他	その他
投資有価証券 513	投資有価証券 581	投資有価証券 562
投資その他の資産 240	投資その他の資産 612	投資その他の資産 371
計 69,713	計 73,320	計 71,901

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>② 下記の資産については、短期借入金597百万円及び長期借入金(1年内返済予定額を含む)50百万円に対する工場財団抵当権または工場財団根抵当権を設定している。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3,051百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,640</td> </tr> <tr> <td>土地及び林地</td> <td>2,754</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,473</td> </tr> </table>	建物及び構築物	3,051百万円	機械装置及び運搬具	4,640	土地及び林地	2,754	有形固定資産その他	28	計	10,473	<p>② 下記の資産については、短期借入金50百万円に対する工場財団抵当権または工場財団根抵当権を設定している。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,203百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,213</td> </tr> <tr> <td>土地及び林地</td> <td>2,002</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,448</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2,203百万円	機械装置及び運搬具	4,213	土地及び林地	2,002	有形固定資産その他	27	計	8,448	<p>② 下記の資産については、短期借入金381百万円及び長期借入金(1年内返済予定額を含む)39百万円に対する工場財団抵当権または工場財団根抵当権を設定している。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,346百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,763</td> </tr> <tr> <td>土地及び林地</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,651</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2,346百万円	機械装置及び運搬具	4,763	土地及び林地	2,514	有形固定資産その他	27	計	9,651
建物及び構築物	3,051百万円																															
機械装置及び運搬具	4,640																															
土地及び林地	2,754																															
有形固定資産その他	28																															
計	10,473																															
建物及び構築物	2,203百万円																															
機械装置及び運搬具	4,213																															
土地及び林地	2,002																															
有形固定資産その他	27																															
計	8,448																															
建物及び構築物	2,346百万円																															
機械装置及び運搬具	4,763																															
土地及び林地	2,514																															
有形固定資産その他	27																															
計	9,651																															
<p>③ 下記の資産については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)8,243百万円に対する質権等(担保留保)を設定している。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>10,944百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td> <td>5,151</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,095</td> </tr> </table>	投資有価証券	10,944百万円	投資その他の資産その他	5,151	計	16,095	<p>③ 下記の資産については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)5,526百万円に対する質権等(担保留保)を設定している。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>10,529百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td> <td>5,283</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,813</td> </tr> </table>	投資有価証券	10,529百万円	投資その他の資産その他	5,283	計	15,813	<p>③ 下記の資産については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)5,977百万円に対する質権等(担保留保)を設定している。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>10,473百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td> <td>5,087</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,560</td> </tr> </table>	投資有価証券	10,473百万円	投資その他の資産その他	5,087	計	15,560												
投資有価証券	10,944百万円																															
投資その他の資産その他	5,151																															
計	16,095																															
投資有価証券	10,529百万円																															
投資その他の資産その他	5,283																															
計	15,813																															
投資有価証券	10,473百万円																															
投資その他の資産その他	5,087																															
計	15,560																															
<p>3 偶発債務</p> <p>保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金等に対して次のとおり保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>日伯紙パルプ資源開発(株)</td> <td>22,740百万円</td> </tr> <tr> <td>Alpac Forest Products Inc.</td> <td>4,808</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>3,649</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,963</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33,161</td> </tr> </table>	日伯紙パルプ資源開発(株)	22,740百万円	Alpac Forest Products Inc.	4,808	従業員	3,649	その他	1,963	計	33,161	<p>3 偶発債務</p> <p>保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金等に対して次のとおり保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>日伯紙パルプ資源開発(株)</td> <td>20,552百万円</td> </tr> <tr> <td>Alpac Forest Products Inc.</td> <td>4,558</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>3,233</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,560</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33,905</td> </tr> </table>	日伯紙パルプ資源開発(株)	20,552百万円	Alpac Forest Products Inc.	4,558	従業員	3,233	その他	5,560	計	33,905	<p>3 偶発債務</p> <p>保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金等に対して次のとおり保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>日伯紙パルプ資源開発(株)</td> <td>22,067百万円</td> </tr> <tr> <td>Alpac Forest Products Inc.</td> <td>4,383</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>3,420</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32,872</td> </tr> </table>	日伯紙パルプ資源開発(株)	22,067百万円	Alpac Forest Products Inc.	4,383	従業員	3,420	その他	3,000	計	32,872
日伯紙パルプ資源開発(株)	22,740百万円																															
Alpac Forest Products Inc.	4,808																															
従業員	3,649																															
その他	1,963																															
計	33,161																															
日伯紙パルプ資源開発(株)	20,552百万円																															
Alpac Forest Products Inc.	4,558																															
従業員	3,233																															
その他	5,560																															
計	33,905																															
日伯紙パルプ資源開発(株)	22,067百万円																															
Alpac Forest Products Inc.	4,383																															
従業員	3,420																															
その他	3,000																															
計	32,872																															
<p>① 日伯紙パルプ資源開発(株)に対する保証債務は、親会社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は35,506百万円である。</p>	<p>① 日伯紙パルプ資源開発(株)に対する保証債務は、親会社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は32,395百万円である。</p>	<p>① 日伯紙パルプ資源開発(株)に対する保証債務は、親会社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は34,550百万円である。</p>																														

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>② その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会社及び連結子会社負担額269百万円が含まれており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は337百万円である。</p> <p>③ その他に対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額61百万円を控除して記載している。</p> <p>4 受取手形割引高 48百万円</p> <p>5 受取手形裏書譲渡高 103百万円</p> <p>※6 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間末日は、金融機関の休日のため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>受取手形 4,983百万円 支払手形 5,168</p> <p>7 貸出コミットメント（借手側） 当社は、運転資金の効率的な運用を行なうため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結している。 当中間連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりである。</p> <p>貸出コミットメントの総額 50,000百万円 借入実行残高 —</p> <hr/> <p>差引額 50,000</p>	<p>② その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会社及び連結子会社負担額269百万円が含まれており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は337百万円である。</p> <p>③ その他に対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額96百万円を控除して記載している。</p> <p>4 受取手形割引高 40百万円</p> <p>5 受取手形裏書譲渡高 44百万円</p> <p>※6 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間末日は、金融機関の休日のため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>受取手形 4,863百万円 支払手形 5,654</p> <p>7 貸出コミットメント（借手側） 当社は、運転資金の効率的な運用を行なうため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結している。 当中間連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりである。</p> <p>貸出コミットメントの総額 50,000百万円 借入実行残高 —</p> <hr/> <p>差引額 50,000</p>	<p>② その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会社及び連結子会社負担額269百万円が含まれており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は337百万円である。</p> <p>③ その他に対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額101百万円を控除して記載している。</p> <p>4 受取手形割引高 119百万円</p> <p>5 受取手形裏書譲渡高 74百万円</p> <p>※6 連結会計期間末日満期手形の会計処理 連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計期間末日は、金融機関の休日のため、次の連結会計期間末日満期手形が連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>受取手形 5,525百万円 支払手形 5,271</p> <p>7 貸出コミットメント（借手側） 当社は、運転資金の効率的な運用を行なうため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりである。</p> <p>貸出コミットメントの総額 50,000百万円 借入実行残高 —</p> <hr/> <p>差引額 50,000</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																							
<p>※1 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。</p> <table data-bbox="204 318 544 428"> <tr> <td>土地</td> <td>1,259</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,139</td> <td></td> </tr> </table> <p>固定資産売却益のうち876百万円は土地収用法等の適用を受けて譲渡した土地、林地及び植林立木の譲渡益である。</p> <p>※2 早期退職者及び移籍退職者に対して加算して支払われた割増退職金と、一部の移籍者に対し翌連結会計年度以降に支払いが見込まれる割増退職金の分割支払見込額の現価額、及び一部の連結子会社における厚生年金基金脱退に伴う負担金見込調整額である。</p>	土地	1,259	百万円	その他	△120		計	1,139		<p>※1 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。</p> <table data-bbox="635 318 975 493"> <tr> <td>土地</td> <td>111</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>林地</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>△1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>39</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>150</td> <td></td> </tr> </table> <p>固定資産売却益のうち53百万円は土地収用法等の適用を受けて譲渡した土地、林地及び植林立木の譲渡益である。</p> <p>※2 同左</p>	土地	111	百万円	林地	1		建物及び構築物	△1		その他	39		計	150		<p>※1 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。</p> <table data-bbox="1069 318 1409 493"> <tr> <td>土地</td> <td>2,714</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>林地</td> <td>109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>83</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,915</td> <td></td> </tr> </table> <p>固定資産売却益のうち1,846百万円は土地収用法等の適用を受けて譲渡した土地、建物、構築物、林地及び植林立木の譲渡益である。</p> <p>※2 同左</p>	土地	2,714	百万円	林地	109		建物及び構築物	7		その他	83		計	2,915	
土地	1,259	百万円																																							
その他	△120																																								
計	1,139																																								
土地	111	百万円																																							
林地	1																																								
建物及び構築物	△1																																								
その他	39																																								
計	150																																								
土地	2,714	百万円																																							
林地	109																																								
建物及び構築物	7																																								
その他	83																																								
計	2,915																																								

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																												
<p>※3 主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上している。</p>	<p>※3 主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上している。</p>	<p>※3 主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上している。</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 江戸川区</td> <td>遊休資産</td> <td>建物等</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>鳥取県 東伯郡 琴浦町</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>152</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 江戸川区	遊休資産	建物等	379	鳥取県 東伯郡 琴浦町	遊休資産	土地	152	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県 富士市</td> <td>貸店舗</td> <td>構築物等</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>東京都 港区</td> <td>賃貸資産</td> <td>建物等</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	静岡県 富士市	貸店舗	構築物等	434	東京都 港区	賃貸資産	建物等	123	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 稲沢市</td> <td>紙器製造 設備</td> <td>機械装置 及び建物 等</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>東京都 江戸川区</td> <td>遊休資 産</td> <td>建物等</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>北海道 苫小牧市</td> <td>遊休資産</td> <td>機械装置 等</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>鳥取県 東伯郡 琴浦町</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>152</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	愛知県 稲沢市	紙器製造 設備	機械装置 及び建物 等	610	東京都 江戸川区	遊休資 産	建物等	347	北海道 苫小牧市	遊休資産	機械装置 等	221	鳥取県 東伯郡 琴浦町	遊休資産	土地	152
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
東京都 江戸川区	遊休資産	建物等	379																																											
鳥取県 東伯郡 琴浦町	遊休資産	土地	152																																											
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
静岡県 富士市	貸店舗	構築物等	434																																											
東京都 港区	賃貸資産	建物等	123																																											
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
愛知県 稲沢市	紙器製造 設備	機械装置 及び建物 等	610																																											
東京都 江戸川区	遊休資 産	建物等	347																																											
北海道 苫小牧市	遊休資産	機械装置 等	221																																											
鳥取県 東伯郡 琴浦町	遊休資産	土地	152																																											
<p>キャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行なっている。</p> <p>土地の時価の下落が著しい遊休資産を対象とし、回収可能額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に845百万円計上している。</p> <p>その内訳は、土地及び林地457百万円、建物及び構築物359百万円、機械装置及び運搬具26百万円、その他1百万円である。</p> <p>回収可能額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価基準に基づき評価している。</p>	<p>キャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行なっている。</p> <p>営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている事業所や土地の時価の下落が著しい遊休資産等を対象とし、回収可能額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に835百万円計上している。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物552百万円、土地及び林地184百万円、機械装置及び運搬具40百万円、その他57百万円である。</p> <p>なお、このうち434百万円は、特別損失の事業整理損失に計上している。</p> <p>回収可能額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準に基づき評価している。また、回収可能額が使用価値の場合には、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定している。</p>	<p>キャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行なっている。</p> <p>営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている事業所や土地の時価の下落が著しい遊休資産等を対象とし、回収可能額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に1,849百万円計上している。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物621百万円、土地609百万円、機械装置及び運搬具574百万円、その他43百万円である。</p> <p>回収可能額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準に基づき評価している。また、回収可能額が使用価値の場合には、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定している。</p>																																												

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
普通株式	1,064,381,817	—	—	1,064,381,817

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
普通株式	75,198,429	309,136	47,830	75,459,735

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

3 新株予約権に関する事項

	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	20

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月 29日 定時株主総会	普通株式	6,016	6.0	平成18年 3月 31日	平成18年 6月 29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	6,015	利益剰余金	6.0	平成18年 9月 30日	平成18年12月 1日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間末 株式数（株）
普通株式	1,064,381,817	—	—	1,064,381,817

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間末 株式数（株）
普通株式	76,246,000	356,312	1,584,149	75,018,163

（注） 普通株式の自己株式の増加356,312株は、単元未満株式の買取りによる増加338,596株及び持分法適用の関連会社の当社株式取得による増加の当社帰属分17,716株である。

普通株式の自己株式の減少1,584,149株は、単元未満株式の売渡しによる減少56,149株と株式報酬型ストック・オプション行使への充当28,000株、特種東海ホールディングス株式会社及び特種製紙株式会社との資本提携に伴う自己株式の処分1,500,000株による減少である。

3 新株予約権に関する事項

	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	81

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	6,012	6.0	平成19年3月31日	平成19年6月6日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年10月30日 取締役会	普通株式	6,020	利益剰余金	6.0	平成19年9月30日	平成19年12月3日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	1,064,381,817	—	—	1,064,381,817

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	75,198,429	1,133,641	86,070	76,246,000

（注） 普通株式の自己株式の増加1,133,641株は、単元未満株式の買取りによる増加725,101株及び持分法適用の関連会社の合併による増加の当社帰属分408,540株である。

普通株式の自己株式の減少86,070株は、単元未満株式の売渡しによる減少79,307株及び持分法適用の関連会社の当社株式売却による減少の当社帰属分6,763株である。

3 新株予約権に関する事項

	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	60

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,016	6.0	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	6,015	6.0	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	6,012	利益剰余金	6.0	平成19年3月31日	平成19年6月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">百万円</div> 現金及び預金勘定 53,090 預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△647</u> 現金及び現金同等物 <u>52,442</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">百万円</div> 現金及び預金勘定 31,901 預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△497</u> 現金及び現金同等物 <u>31,404</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">百万円</div> 現金及び預金勘定 38,729 預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△178</u> 現金及び現金同等物 <u>38,550</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																																																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="159 447 566 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>34,980</td> <td>18,221</td> <td>53,201</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>18,661</td> <td>9,188</td> <td>27,849</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>16,306</td> <td>9,022</td> <td>25,329</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>②未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="159 1201 566 1310"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,455百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17,892</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,348</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定中間期末残高 15百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="159 1681 566 1845"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,114百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,110</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって算定している。</p>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	34,980	18,221	53,201	減価償却累計額相当額	18,661	9,188	27,849	減損損失累計額相当額	12	10	22	中間期末残高相当額	16,306	9,022	25,329	1年内	7,455百万円	1年超	17,892	合計	25,348	支払リース料	4,114百万円	リース資産減損勘定の取崩額	4	減価償却費相当額	4,110	減損損失	—	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="593 447 1000 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>34,252</td> <td>18,272</td> <td>52,524</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>17,434</td> <td>9,352</td> <td>26,786</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>16,815</td> <td>8,917</td> <td>25,732</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>②未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="593 1201 1000 1310"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,507百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,228</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,736</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定中間期末残高 5百万円</p> <p>同左</p> <p>③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="593 1681 1000 1845"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,246百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,244</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	34,252	18,272	52,524	減価償却累計額相当額	17,434	9,352	26,786	減損損失累計額相当額	2	2	5	中間期末残高相当額	16,815	8,917	25,732	1年内	7,507百万円	1年超	18,228	合計	25,736	支払リース料	4,246百万円	リース資産減損勘定の取崩額	1	減価償却費相当額	4,244	減損損失	—	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1027 447 1434 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>36,252</td> <td>18,439</td> <td>54,691</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>19,303</td> <td>9,721</td> <td>29,024</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>16,945</td> <td>8,714</td> <td>25,659</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>②未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1027 1201 1434 1310"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,514百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,654</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 7百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="1027 1681 1434 1845"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,005百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,993</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	36,252	18,439	54,691	減価償却累計額相当額	19,303	9,721	29,024	減損損失累計額相当額	3	4	7	期末残高相当額	16,945	8,714	25,659	1年内	7,514百万円	1年超	18,139	合計	25,654	支払リース料	8,005百万円	リース資産減損勘定の取崩額	12	減価償却費相当額	7,993	減損損失	—
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																					
取得価額相当額	34,980	18,221	53,201																																																																																																					
減価償却累計額相当額	18,661	9,188	27,849																																																																																																					
減損損失累計額相当額	12	10	22																																																																																																					
中間期末残高相当額	16,306	9,022	25,329																																																																																																					
1年内	7,455百万円																																																																																																							
1年超	17,892																																																																																																							
合計	25,348																																																																																																							
支払リース料	4,114百万円																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	4																																																																																																							
減価償却費相当額	4,110																																																																																																							
減損損失	—																																																																																																							
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																					
取得価額相当額	34,252	18,272	52,524																																																																																																					
減価償却累計額相当額	17,434	9,352	26,786																																																																																																					
減損損失累計額相当額	2	2	5																																																																																																					
中間期末残高相当額	16,815	8,917	25,732																																																																																																					
1年内	7,507百万円																																																																																																							
1年超	18,228																																																																																																							
合計	25,736																																																																																																							
支払リース料	4,246百万円																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	1																																																																																																							
減価償却費相当額	4,244																																																																																																							
減損損失	—																																																																																																							
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																					
取得価額相当額	36,252	18,439	54,691																																																																																																					
減価償却累計額相当額	19,303	9,721	29,024																																																																																																					
減損損失累計額相当額	3	4	7																																																																																																					
期末残高相当額	16,945	8,714	25,659																																																																																																					
1年内	7,514百万円																																																																																																							
1年超	18,139																																																																																																							
合計	25,654																																																																																																							
支払リース料	8,005百万円																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	12																																																																																																							
減価償却費相当額	7,993																																																																																																							
減損損失	—																																																																																																							

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債・地方債等	9	10	0
計	9	10	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	47,770	147,699	99,929
債券(国債・地方債等)	11	11	0
その他	1,736	2,058	322
計	49,517	149,770	100,253

3 時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券 債券(国債・地方債等)	7
(2) その他有価証券 非上場株式	18,756
優先出資証券	999

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債・地方債等	9	10	0
計	9	10	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	49,767	125,074	75,306
債券(国債・地方債等)	8	8	0
その他	1,736	2,118	382
計	51,511	127,201	75,689

3 時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券 債券(国債・地方債等)	7
(2) その他有価証券 非上場株式	17,205
優先出資証券	999

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債・地方債等	9	10	0
計	9	10	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	47,599	140,182	92,582
債券(国債・地方債等)	8	8	0
その他	1,736	2,785	1,049
計	49,344	142,976	93,632

3 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券 債券(国債・地方債等)	6
(2) その他有価証券 非上場株式	17,759
優先出資証券	999

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため記載を省略している。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため記載を省略している。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため記載を省略している。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 20百万円

2. 前中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 140,000株
付与日	平成18年8月15日
権利確定条件	平成19年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る
対象勤務期間	自 平成18年定時株主総会 (平成18年6月29日) 至 平成19年定時株主総会
権利行使期間	自 平成18年8月16日 至 平成38年6月30日
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	579

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 37百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 145,000株
付与日	平成19年7月13日
権利確定条件	平成20年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る
対象勤務期間	自 平成19年定時株主総会 (平成19年6月28日) 至 平成20年定時株主総会
権利行使期間	自 平成19年7月14日 至 平成39年6月30日
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	464

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 60百万円

2. 当連結会計年度に存在したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 140,000株
付与日	平成18年8月15日
権利確定条件	平成19年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る
対象勤務期間	自 平成18年定時株主総会（平成18年6月29日） 至 平成19年定時株主総会
権利行使期間	自 平成18年8月16日 至 平成38年6月30日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	579

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	紙パルプ 製品事業 (百万円)	紙加工 製品事業 (百万円)	木材・緑化 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	339,699	217,497	22,904	42,155	622,255	—	622,255
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	34,663	2,952	15,090	62,766	115,472	(115,472)	—
計	374,362	220,449	37,994	104,922	737,728	(115,472)	622,255
営業費用	358,114	215,155	37,073	100,044	710,387	(115,472)	594,915
営業利益	16,248	5,293	920	4,877	27,340	—	27,340

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	紙パルプ 製品事業 (百万円)	紙加工 製品事業 (百万円)	木材・緑化 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	347,989	229,996	23,758	40,307	642,051	—	642,051
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	37,652	3,817	16,258	60,459	118,187	(118,187)	—
計	385,641	233,814	40,016	100,766	760,239	(118,187)	642,051
営業費用	380,345	228,571	38,507	97,225	744,650	(118,340)	626,309
営業利益	5,296	5,242	1,508	3,541	15,589	152	15,742

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	紙パルプ 製品事業 (百万円)	紙加工 製品事業 (百万円)	木材・緑化 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	689,544	438,617	49,032	88,541	1,265,735	—	1,265,735
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	68,335	6,713	30,016	126,101	231,167	(231,167)	—
計	757,880	445,330	79,048	214,642	1,496,902	(231,167)	1,265,735
営業費用	722,448	431,229	76,748	203,546	1,433,974	(231,425)	1,202,548
営業利益	35,431	14,100	2,300	11,096	62,928	258	63,186

- (注) 1 事業の種類は、製品の種類・性質及び製造方法の相違等を勘案して区分している。
- 2 各事業の主な製品
紙パルプ製品事業……………新聞用紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、段ボール原紙、白板紙、パルプ他
紙加工製品事業……………段ボール、紙器、感熱記録紙、粘着紙、紙おむつ、紙袋製品他
木材・緑化事業……………木材、造林、緑化
その他の事業……………不動産、コーンスターチ、機械、その他
- 3 会計処理の方法の変更

(前中間連結会計期間)

① 役員賞与に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」を適用している。

これにより当中間連結会計期間の営業費用は、紙パルプ製品事業が74百万円、紙加工製品事業が4百万円、木材・緑化事業が0百万円、その他の事業が0百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

② スtock・オプション等に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「Stock・オプション等に関する会計基準」を適用している。

これにより当中間連結会計期間の営業費用は、紙パルプ製品事業が18百万円、紙加工製品事業が1百万円、木材・緑化事業が0百万円、その他の事業が0百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

(当中間連結会計期間)

① 有形固定資産の減価償却の方法の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更している。

これにより当中間連結会計期間の営業費用は、紙パルプ製品事業が379百万円、紙加工製品事業が186百万円、木材・緑化事業が3百万円、その他の事業が15百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

② 有形固定資産の減価償却の方法の変更

「追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより当中間連結会計期間の営業費用は、紙パルプ製品事業が2,813百万円、紙加工製品事業が369百万円、木材・緑化事業が19百万円、その他の事業が39百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

(前連結会計年度)

① 役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」を適用している。

これにより当連結会計年度の営業費用は、紙パルプ製品事業が180百万円、紙加工製品事業が76百万円、木材・緑化事業が11百万円、その他の事業が86百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

② Stock・オプション等に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「Stock・オプション等に関する会計基準」を適用している。

これにより当連結会計年度の営業費用は、紙パルプ製品事業が56百万円、紙加工製品事業が3百万円、木材・緑化事業が0百万円、その他の事業が0百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載を省略した。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載を省略した。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載を省略した。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国又は地域における売上高の合計が連結売上高の10%未満であるため記載を省略した。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	アジア	北米	その他の地域	計
I. 海外売上高(百万円)	28,460	18,301	19,172	65,934
II. 連結売上高(百万円)	—	—	—	642,051
III. 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	4.4	2.9	3.0	10.3

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分している。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりである。

- (1) アジア：中国、台湾、韓国、東南アジア諸国
- (2) 北米：米国、カナダ
- (3) その他：ヨーロッパ諸国、オセアニア諸国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

4. 海外売上高は、当中間連結会計期間において、本邦以外の国又は地域における売上高の合計が連結売上高の10%を超えたため、記載している。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域における売上高の合計が連結売上高の10%未満であるため記載を省略した。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	520.24円	519.07円	526.36円
1株当たり中間(当期) 純利益金額	5.84円	1.00円	17.35円
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額	5.84円	1.00円	17.34円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	5,771	992	17,150
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益(百万円)	5,771	992	17,150
期中平均株式数(千株)	989,074	988,636	988,711
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額			
普通株式増加数(千株)	35	190	87
(うち新株予約権)	(35)	(190)	(87)

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>中国南通プロジェクトについて 当社が中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトについては、プロジェクトの合弁相手である南通市経済技術開発区総会社との合弁契約締結を平成19年7月17日に当社取締役会で承認（同7月18日に契約締結）し、同10月10日に中国政府商務部より合弁会社設立に関する認可を取得した。その後、会社設立の諸手続きを進め、同10月26日に、王子制紙（南通）有限公司を、増資を通じて、南通市経済技術開発区総会社及び王子製紙株式会社による共同出資の中外合弁企業に組織変更した。当該合弁会社の概要は下記のとおりである。</p> <p>1. 会社名称： 江蘇王子制紙有限公司 （王子制紙（南通）有限公司より社名変更）</p> <p>・日本語名： 江蘇王子製紙有限公司</p> <p>・英語名： Jiangsu Oji Paper Co., Ltd.</p> <p>2. 本社所在地： 中国江蘇省南通市経済技術開発区 港口工業区三区</p> <p>3. 会社設立日：平成19年10月26日</p> <p>4. 登録資本金：9億1,151万US\$</p> <p>5. 資本構成： 王子製紙株式会社 90% 南通市経済技術開発区総会社 10% （登録資本金全額払込後）</p> <p>なお、当社の当中間期末日以降提出日までの資本金払込額は、414,715,575US\$であり、累計既払込額は498,075,575US\$である。</p>	

(2) 【その他】

特に記載する事項はない。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(資産の部)									
I 流動資産									
1		現金及び預金	28,714		7,339		15,224		
2	※5	受取手形	1,414		1,393		1,418		
3		売掛金	120,033		98,094		142,143		
4		たな卸資産	67,859		70,322		66,867		
5	※2	短期貸付金	243,299		237,353		238,711		
6		その他	35,754		29,367		27,959		
		貸倒引当金	△5,865		△9,347		△6,595		
		流動資産合計	491,210	34.2	434,523	31.8	485,730		34.3
II 固定資産									
1 有形固定資産									
(1)	※1	建物	84,174		79,526		81,123		
(2)		機械装置	219,696		212,457		210,654		
(3)		土地	80,505		83,497		83,615		
(4)		建設仮勘定	11,567		34,058		24,860		
(5)	※2	その他	71,411		69,032		69,923		
		計	467,355	32.6	478,572	35.0	470,177		33.2
2 無形固定資産									
		計	3,062	0.2	3,311	0.2	2,934		0.2
3 投資その他の資産									
(1)		投資有価証券	156,512		133,297		148,090		
(2)	※2	関係会社株式	258,297		256,292		254,698		
(3)	※2	長期貸付金	20,489		16,284		17,807		
(4)		その他	38,383		46,616		38,774		
		貸倒引当金	△253		△1,069		△1,188		
		計	473,430	33.0	451,422	33.0	458,183		32.3
		固定資産合計	943,849	65.8	933,307	68.2	931,295		65.7
		資産合計	1,435,059	100.0	1,367,830	100.0	1,417,026		100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形	※5		283		345		221	
2 買掛金			109,580		116,592		110,387	
3 短期借入金	※2		211,848		196,850		188,474	
4 コマーシャル ペーパー			168,000		137,000		164,000	
5 1年内償還社債			40,000		20,000		20,000	
6 未払法人税等			380		388		392	
7 設備関係支払 手形	※5		359		197		144	
8 その他	※3		48,981		37,945		43,709	
流動負債合計			579,432	40.4	509,321	37.2	527,330	37.2
II 固定負債								
1 社債			120,000		100,000		100,000	
2 長期借入金	※2		228,237		301,882		314,421	
3 引当金								
(1) 退職給付 引当金			20,258		24,289		17,813	
(2) 役員退職慰労 引当金			622		33		98	
(3) 環境安全対策 引当金			387		952		938	
(4) 特別修繕 引当金			39		54		47	
4 その他			44,504		27,804		36,104	
固定負債合計			414,049	28.8	455,016	33.3	469,423	33.1
負債合計			993,482	69.2	964,338	70.5	996,754	70.3

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		103,880	7.2	103,880	7.6	103,880	7.3
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		108,640		108,640		108,640	
(2) その他資本 剰余金		1,504		1,568		1,506	
資本剰余金合計		110,144	7.7	110,208	8.1	110,146	7.8
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		24,646		24,646		24,646	
(2) その他利益 剰余金							
原木単価調整 準備金		2,800		2,800		2,800	
従業員退職 手当積立金		411		411		411	
固定資産圧縮 積立金		21,568		20,723		21,112	
特別償却 準備金		1,632		1,387		1,579	
海外投資等 損失準備金		655		664		656	
別途積立金		142,518		125,518		142,518	
繰越利益 剰余金		12,329		5,442		△4,143	
利益剰余金合計		206,562	14.4	181,593	13.3	189,582	13.4
4 自己株式		△35,642	△2.5	△35,178	△2.6	△35,891	△2.5
株主資本合計		384,945	26.8	360,504	26.4	367,718	26.0
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		56,611	4.0	42,618	3.1	52,419	3.7
繰延ヘッジ損益		—	—	287	0.0	72	0.0
評価・換算差額等 合計		56,611	4.0	42,906	3.1	52,492	3.7
III 新株予約権		20	0.0	81	0.0	60	0.0
純資産合計		441,577	30.8	403,492	29.5	420,271	29.7
負債純資産合計		1,435,059	100.0	1,367,830	100.0	1,417,026	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高		279,656	100.0	287,357	100.0	568,389	100.0
II 売上原価		218,488	78.1	233,398	81.2	443,171	78.0
売上総利益		61,168	21.9	53,959	18.8	125,218	22.0
III 販売費及び 一般管理費		53,231	19.1	53,292	18.6	107,543	18.9
営業利益		7,936	2.8	666	0.2	17,674	3.1
IV 営業外収益	※1	9,238	3.3	9,669	3.4	15,664	2.7
V 営業外費用	※2	4,948	1.7	6,264	2.2	10,479	1.8
経常利益		12,226	4.4	4,070	1.4	22,859	4.0
VI 特別利益	※3	8,683	3.1	177	0.1	10,026	1.8
VII 特別損失	※4 ※5	20,645	7.4	7,690	2.7	41,553	7.3
税引前中間(当期) 純利益又は純損失 (△)		264	0.1	△3,441	△1.2	△8,666	△1.5
法人税、住民税 及び事業税		40	0.0	40	0.0	380	0.1
法人税等調整額		△714	△0.2	△1,506	△0.5	978	0.2
中間(当期)純利益 又は純損失 (△)		938	0.3	△1,975	△0.7	△10,026	△1.8

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本														自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金				利益準備 金	その他利益剰余金							利益剰余 金合計		
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	原単価 調整準備 金		従業員退 職手当積 立金	固定資産 圧縮積立 金	特別償却 準備金	海外投資 等損失準 備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金				
													利益剰余 金合計			
平成18年3月31日 残高（百万円）	103,880	108,640	1,500	110,140	24,646	2,800	411	20,404	1,279	626	142,518	19,101	211,788	△35,463	390,346	
中間会計期間中の 変動額																
利益処分による 固定資産圧縮 積立金の繰入								2,032				△2,032	—		—	
固定資産圧縮 積立金の繰入								605				△605	—		—	
利益処分による 固定資産圧縮 積立金の取崩								△997				997	—		—	
固定資産圧縮 積立金の取崩								△476				476	—		—	
利益処分による 特別償却準備金の 繰入									199			△199	—		—	
特別償却準備金の 繰入									899			△899	—		—	
利益処分による 特別償却準備金の 取崩									△586			586	—		—	
特別償却準備金の 取崩									△159			159	—		—	
利益処分による 海外投資等損失 準備金繰入										153		△153	—		—	
海外投資等損失 準備金繰入										52		△52	—		—	
利益処分による 海外投資等損失 準備金取崩										△118		118	—		—	
海外投資等損失 準備金取崩										△58		58	—		—	
利益処分による 利益配当												△6,016	△6,016		△6,016	
利益処分による 役員賞与金												△148	△148		△148	
中間純利益												938	938		938	
自己株式の取得														△206	△206	
自己株式の処分			4	4										27	31	
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）																
中間会計期間中の 変動額合計 （百万円）	—	—	4	4	—	—	—	1,163	353	29	—	△6,772	△5,226	△179	△5,401	
平成18年9月30日 残高（百万円）	103,880	108,640	1,504	110,144	24,646	2,800	411	21,568	1,632	655	142,518	12,329	206,562	△35,642	384,945	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高（百万円）	69,770	69,770	—	460,117
中間会計期間中の変動額				
利益処分による 固定資産圧縮積立金の繰入				—
固定資産圧縮積立金の繰入				—
利益処分による 固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
利益処分による 特別償却準備金の繰入				—
特別償却準備金の繰入				—
利益処分による 特別償却準備金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
利益処分による 海外投資等損失準備金繰入				—
海外投資等損失準備金繰入				—
利益処分による 海外投資等損失準備金取崩				—
海外投資等損失準備金取崩				—
利益処分による利益配当				△6,016
利益処分による役員賞与金				△148
中間純利益				938
自己株式の取得				△206
自己株式の処分				31
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）	△13,158	△13,158	20	△13,138
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	△13,158	△13,158	20	△18,539
平成18年9月30日残高（百万円）	56,611	56,611	20	441,577

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本													自己株式	株主資本 合計
	資本剰余金				利益剰余金										
	資本金	資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計			
					原木単価 調整準備 金	従業員退 職手当積 立金	固定資産 圧縮積立 金	特別償却 準備金	海外投資 等損失準 備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日 残高（百万円）	103,880	108,640	1,506	110,146	24,646	2,800	411	21,112	1,579	656	142,518	△4,143	189,582	△35,891	367,718
中間会計期間中の 変動額															
固定資産圧縮 積立金の繰入								30				△30	—		—
固定資産圧縮 積立金の取崩								△420				420	—		—
特別償却準備金の 取崩									△192			192	—		—
海外投資等損失 準備金繰入										60		△60	—		—
海外投資等損失 準備金取崩										△53		53	—		—
剰余金の配当												△6,012	△6,012		△6,012
別途積立金の 取崩											△17,000	17,000	—		—
中間純損失												△1,975	△1,975		△1,975
自己株式の取得														△200	△200
自己株式の処分			62	62										913	976
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）															
中間会計期間中の 変動額合計 （百万円）	—	—	62	62	—	—	—	△389	△192	7	△17,000	9,585	△7,988	713	△7,213
平成19年9月30日 残高（百万円）	103,880	108,640	1,568	110,208	24,646	2,800	411	20,723	1,387	664	125,518	5,442	181,593	△35,178	360,504

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高（百万円）	52,419	72	52,492	60	420,271
中間会計期間中の変動額					
固定資産圧縮積立金の繰入					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別償却準備金の取崩					—
海外投資等損失準備金繰入					—
海外投資等損失準備金取崩					—
剰余金の配当					△6,012
別途積立金の取崩					—
中間純損失					△1,975
自己株式の取得					△200
自己株式の処分					976
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）	△9,801	215	△9,586	20	△9,565
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	△9,801	215	△9,586	20	△16,778
平成19年9月30日残高（百万円）	42,618	287	42,906	81	403,492

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本														自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備 金	利益剰余金							利益剰余 金合計			
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金										
					原木単価 調整準備 金	従業員退 職手当積 立金	固定資産 圧縮積立 金	特別償却 準備金	海外投資 等損失準 備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高（百万円）	103,880	108,640	1,500	110,140	24,646	2,800	411	20,404	1,279	626	142,518	19,101	211,788	△35,463	390,346	
事業年度中の変動 額																
利益処分による 固定資産圧縮 積立金の繰入								2,032				△2,032	—		—	
固定資産圧縮 積立金の繰入								663				△663	—		—	
利益処分による 固定資産圧縮 積立金の取崩								△997				997	—		—	
固定資産圧縮 積立金の取崩								△990				990	—		—	
利益処分による 特別償却準備金の 繰入									199			△199	—		—	
特別償却準備金の 繰入									1,006			△1,006	—		—	
利益処分による 特別償却準備金の 取崩									△586			586	—		—	
特別償却準備金の 取崩									△319			319	—		—	
利益処分による 海外投資等損失 準備金繰入										153		△153	—		—	
海外投資等損失 準備金繰入										112		△112	—		—	
利益処分による 海外投資等損失 準備金取崩										△118		118	—		—	
海外投資等損失 準備金取崩										△116		116	—		—	
利益処分による 剰余金の配当												△6,016	△6,016		△6,016	
剰余金の配当												△6,015	△6,015		△6,015	
利益処分による 役員賞与金												△148	△148		△148	
当期純損失												△10,026	△10,026		△10,026	
自己株式の取得														△473	△473	
自己株式の処分			6	6										45	51	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）																
事業年度中の変動 額合計 （百万円）	—	—	6	6	—	—	—	707	300	30	—	△23,244	△22,206	△428	△22,628	
平成19年3月31日 残高（百万円）	103,880	108,640	1,506	110,146	24,646	2,800	411	21,112	1,579	656	142,518	△4,143	189,582	△35,891	367,718	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	69,770	—	69,770	—	460,117
事業年度中の変動額					
利益処分による 固定資産圧縮積立金の繰入					—
固定資産圧縮積立金の繰入					—
利益処分による 固定資産圧縮積立金の取崩					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
利益処分による 特別償却準備金の繰入					—
特別償却準備金の繰入					—
利益処分による 特別償却準備金の取崩					—
特別償却準備金の取崩					—
利益処分による 海外投資等損失準備金繰入					—
海外投資等損失準備金繰入					—
利益処分による 海外投資等損失準備金取崩					—
海外投資等損失準備金取崩					—
利益処分による剰余金の配当					△6,016
剰余金の配当					△6,015
利益処分による役員賞与金					△148
当期純損失					△10,026
自己株式の取得					△473
自己株式の処分					51
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△17,350	72	△17,278	60	△17,217
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△17,350	72	△17,278	60	△39,845
平成19年3月31日残高(百万円)	52,419	72	52,492	60	420,271

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 ……償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ……移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ ……時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製品、商品、原木、仕掛品 ……半期(6か月)ごとの総平均法による低価基準 原材料(除く原木)、貯蔵品 ……移動平均法による低価基準 販売用不動産 ……個別法による原価基準</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 ……同左 子会社株式及び関連会社株式 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ……同左</p> <p>時価のないもの ……同左</p> <p>(2) デリバティブ ……同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 ……同左 子会社株式及び関連会社株式 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ……同左</p> <p>(2) デリバティブ ……同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用している。)	(1) 有形固定資産定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用している。) (会計処理の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更している。これにより減価償却費は271百万円増加し、営業利益は261百万円、経常利益は262百万円それぞれ減少し、税引前中間純損失は262百万円増加している。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。これにより減価償却費は2,691百万円増加し、営業利益は2,242百万円、経常利益は2,250百万円それぞれ減少し、税引前中間純損失は2,250百万円増加している。	(1) 有形固定資産定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用している。)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア (自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p> <p>(1) 貸倒引当金 中間会計期間末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理している。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理している。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 リース取引の処理方法	<p>(3) 役員退職慰労引当金 監査役の退職慰労金の支給に備えるため、会社の内規に基づく必要額を計上している。 また、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止し、これに代わる措置として株式報酬型ストックオプション制度を導入した。これに伴い、取締役の過年度職務遂行の対価部分相当を、支給すべき退職慰労金の額と決定したことにより、当該金額を引当計上している。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 監査役の退職慰労金の支給に備えるため、会社の内規に基づく必要額を計上している。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 監査役の退職慰労金の支給に備えるため、会社の内規による期末要支給額を計上している。 また、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止し、これに代わる措置として株式報酬型ストックオプション制度を導入した。これに伴い、取締役の過年度職務遂行の対価部分相当を、支給すべき退職慰労金の額と決定したことにより、当該金額を未払計上している。</p>
	<p>(4) 環境安全対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上している。</p>	<p>(4) 環境安全対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上している。 また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上している。</p>	<p>(4) 環境安全対策引当金 同左</p>
	<p>(5) 特別修繕引当金 石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上している。</p>	<p>(5) 特別修繕引当金 同左</p>	<p>(5) 特別修繕引当金 同左</p>
	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 ……先物為替予約及び金利スワップ ・ヘッジ対象 ……外貨建金銭債権債務及び借入金、貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社は、リスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしている。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎会計年度末(中間会計期間末を含む)に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しているが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしている。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)</p>
<p>(1. 役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ79百万円減少している。</p> <p>(2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は441,557百万円である。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(3. ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ20百万円減少している。</p>	<p>—————</p>	<p>(1. 役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ148百万円減少し、税引前当期純損失は同額増加している。</p> <p>(2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は420,138百万円である。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(3. ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。 これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ60百万円減少し、税引前当期純損失は同額増加している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,164,149百万円 (減損損失累計額を含む)	1,177,698百万円 (減損損失累計額を含む)	1,162,340百万円 (減損損失累計額を含む)
※2 担保資産	担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)有形固定資産その他459百万円については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)2,205百万円に対する抵当権を設定している。 (ロ)関係会社株式10,944百万円及び長期貸付金(1年内回収予定額を含む)5,151百万円については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)6,037百万円に対する質権等(担保留保)を設定している。	担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)有形固定資産その他459百万円については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)2,205百万円に対する抵当権を設定している。 (ロ)関係会社株式10,529百万円及び長期貸付金(1年内回収予定額を含む)5,283百万円については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)5,526百万円に対する質権等(担保留保)を設定している。	担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)有形固定資産その他459百万円については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)2,205百万円に対する抵当権を設定している。 (ロ)関係会社株式10,473百万円及び長期貸付金(1年内回収予定額を含む)5,087百万円については、長期借入金(1年内返済予定額を含む)5,977百万円に対する質権等(担保留保)を設定している。
※3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債その他に含めて表示している。	同左	同左
4 偶発債務	保証債務 関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金に対して次のとおり保証を行っている。 日伯紙パルプ資源開発㈱ 22,616百万円 Alpac Forest Products Inc. 4,808 アピカ㈱ 902 従業員 3,538 その他 1,099 計 32,966	保証債務 関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金に対して次のとおり保証を行っている。 日伯紙パルプ資源開発㈱ 20,440百万円 Alpac Forest Products Inc. 4,558 アピカ㈱ 1,277 従業員 3,173 その他 5,290 計 34,740	保証債務 関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金に対して次のとおり保証を行っている。 日伯紙パルプ資源開発㈱ 21,947百万円 Alpac Forest Products Inc. 4,383 アピカ㈱ 1,472 従業員 3,345 その他 2,697 計 33,845

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目						
受取利息 (有価証券利息を含む)	1,297	1,297	1,740	1,740	2,845	2,845
受取配当金	4,119	4,119	4,472	4,472	5,115	5,115
※2 営業外費用の主要項目						
支払利息 (社債利息を含む)	3,902	3,902	4,383	4,383	8,341	8,341
※3 特別利益の主要項目						
貸倒引当特別戻入額	—	—	108	108	277	277
固定資産売却益	1,216	1,216	59	59	1,548	1,548
(土地)	(501)	(501)	(40)	(40)	(1,397)	(1,397)
(その他)	(714)	(714)	(19)	(19)	(151)	(151)
投資有価証券 売却益	7,467	7,467	9	9	8,201	8,201
※4 特別損失の主要項目						
貸倒引当金繰入額	251	251	2,821	2,821	2,215	2,215
特別退職金	14,766	14,766	2,061	2,061	17,582	17,582
固定資産除却損	3,233	3,233	1,544	1,544	4,916	4,916
災害損失	—	—	532	532	—	—
減損損失	560	560	360	360	752	752
投資有価証券 評価損	208	208	329	329	218	218
環境安全対策費用	74	74	38	38	621	621
固定資産圧縮損	86	86	2	2	122	122
関係会社株式 評価損	447	447	—	—	11,155	11,155
生産体制再構築費用	—	—	—	—	2,563	2,563
T O B 関連費用	976	976	—	—	976	976
関係会社株式 売却損	—	—	—	—	389	389
関係会社整理損失	39	39	—	—	40	40

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	61,578,432	309,136	47,830	61,839,738

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	62,224,226	338,596	1,584,149	60,978,673

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。
普通株式の自己株式の減少1,584,149株は、単元未満株式の売渡しによる減少56,149株と株式報酬型ストック・オプション行使への充当28,000株、特種東海ホールディングス株式会社及び特種製紙株式会社との資本提携に伴う自己株式の処分1,500,000株による減少である。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	61,578,432	725,101	79,307	62,224,226

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																										
	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 (百万円)</th> <th>工具器具 備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>16,996</td> <td>6,373</td> <td>703</td> <td>24,073</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>7,976</td> <td>2,900</td> <td>391</td> <td>11,267</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>9,020</td> <td>3,473</td> <td>312</td> <td>12,805</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	16,996	6,373	703	24,073	減価償却累計額相当額	7,976	2,900	391	11,267	減損損失累計額相当額	—	—	—	—	中間期末残高相当額	9,020	3,473	312	12,805	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 (百万円)</th> <th>工具器具 備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>17,889</td> <td>6,149</td> <td>655</td> <td>24,694</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>8,420</td> <td>2,916</td> <td>349</td> <td>11,686</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>9,468</td> <td>3,233</td> <td>306</td> <td>13,007</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	17,889	6,149	655	24,694	減価償却累計額相当額	8,420	2,916	349	11,686	減損損失累計額相当額	—	—	—	—	中間期末残高相当額	9,468	3,233	306	13,007	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 (百万円)</th> <th>工具器具 備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>17,651</td> <td>6,051</td> <td>668</td> <td>24,371</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>8,161</td> <td>2,809</td> <td>336</td> <td>11,307</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>9,489</td> <td>3,242</td> <td>331</td> <td>13,063</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	17,651	6,051	668	24,371	減価償却累計額相当額	8,161	2,809	336	11,307	減損損失累計額相当額	—	—	—	—	期末残高相当額	9,489	3,242	331
	機械装置 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																									
取得価額相当額	16,996	6,373	703	24,073																																																																									
減価償却累計額相当額	7,976	2,900	391	11,267																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—	—																																																																									
中間期末残高相当額	9,020	3,473	312	12,805																																																																									
	機械装置 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																									
取得価額相当額	17,889	6,149	655	24,694																																																																									
減価償却累計額相当額	8,420	2,916	349	11,686																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—	—																																																																									
中間期末残高相当額	9,468	3,233	306	13,007																																																																									
	機械装置 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																									
取得価額相当額	17,651	6,051	668	24,371																																																																									
減価償却累計額相当額	8,161	2,809	336	11,307																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—	—																																																																									
期末残高相当額	9,489	3,242	331	13,063																																																																									
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	<p>(注) 取得価額相当額は、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 3,207百万円 1年超 9,597 合計 12,805</p> <p>リース資産減損勘定中間期末残高 — 百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失支払 リース料 1,616百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 減価償却費相当額 1,616 減損損失 —</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>	<p>(注) 同左</p> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 3,289百万円 1年超 9,718 合計 13,007</p> <p>リース資産減損勘定中間期末残高 — 百万円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失支払 リース料 1,763百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 減価償却費相当額 1,763 減損損失 —</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	<p>(注) 取得価額相当額は、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>2 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1年内 3,263百万円 1年超 9,799 合計 13,063</p> <p>リース資産減損勘定期末残高 — 百万円</p> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定している。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失支払 リース料 3,340百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 減価償却費相当額 3,340 減損損失 —</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>																																																																										

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>中国南通プロジェクトについて 当社が中国江蘇省南通市に建設を計画している南通プロジェクトについては、プロジェクトの合弁相手である南通市経済技術開発区総会社との合弁契約締結を平成19年7月17日に当社取締役会で承認（同7月18日に契約締結）し、同10月10日に中国政府商務部より合弁会社設立に関する認可を取得した。その後、会社設立の諸手続きを進め、同10月26日に、王子製紙（南通）有限公司を、増資を通じて、南通市経済技術開発区総会社及び王子製紙株式会社による共同出資の中外合弁企業に組織変更した。当該合弁会社の概要は下記のとおりである。</p> <p>1. 会社名称： 江蘇王子製紙有限公司 （王子製紙（南通）有限公司より社名変更）</p> <p>・日本語名： 江蘇王子製紙有限公司</p> <p>・英語名： Jiangsu Oji Paper Co., Ltd.</p> <p>2. 本社所在地： 中国江蘇省南通市経済技術開発区 港口工業区三区</p> <p>3. 会社設立日：平成19年10月26日</p> <p>4. 登録資本金：9億1,151万US\$</p> <p>5. 資本構成： 王子製紙株式会社 90% 南通市経済技術開発区総会社 10% （登録資本金全額払込後）</p> <p>なお、当社の当中間期末日以降提出日までの資本金払込額は、414,715,575US\$であり、累計既払込額は498,075,575US\$である。</p>	

(2) 【その他】

中間配当(会社法第459条 第1項に基づく剰余金の配当)

平成19年10月30日開催の取締役会において、第84期の中間配当を次のとおり行なうことを決議した。

中間配当金の総額	6,020百万円
一株当たり中間配当額	6円

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | | | |
|-------------------------|----------------|--------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第83期) | 自
至 | 平成18年4月1日
平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第83期) | 自
至 | 平成18年4月1日
平成19年3月31日 | 平成19年10月22日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書 | | | | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 長坂 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 定留 尚之
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長坂隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 定留尚之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に中国南通プロジェクトに関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 長坂 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 定留 尚之
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第83期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長坂隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 定留尚之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第84期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に中国南通プロジェクトに関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。



古紙・パルプ配合率100%再生紙を使用しています
当社製品「OKプリンスエコG100」使用